

第 13 回 競争的資金制度改革プロジェクト 議事要旨(案)

1. 日 時：15 年 3 月 12 日(水) 16:00~18:05
2. 場 所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室
3. 出席者：細田 博之 科学技術政策担当大臣

【委員】井村裕夫座長、阿部博之議員、大山昌伸議員、黒田玲子議員、青木昌彦委員、石坂公成委員、大石道夫委員、沖村憲樹委員、小野田武委員、小野元之委員、黒川清委員、豊島久真男委員、牧野力委員

【事務局】大熊政策統括官、永松審議官、上原審議官、和田審議官、木村参事官、佐藤企画官

4. 議題
 - (1) 競争的研究資金制度改革に関する論点整理
 - (2) その他
5. 議事要旨

井村競争的資金制度改革プロジェクト座長

ただいまから第 13 回競争的資金制度改革プロジェクトを開催いたします。

昨年の「中間まとめ」以降、我が国の競争的研究資金制度のあり方についていろいろ御議論をいただき、改革の方向性がだいぶ見えてまいりました。これからはいよいよそれをとりまとめて最終的な報告にしていける努力をしなければなりません。この中では、研究者の給与制度、キャリアパス等の人事制度等、単なる競争的研究資金制度だけに収まらない、いろいろな問題も出てきております。それらは、研究システムの改革あるいは大学改革等と結びつく問題でもありまして、その辺りが改革されませんと、なかなか効果的な研究資金の配分ができないのではないかと考えております。

本日は、今まで御議論いただいたことを論点のまとめとして整理しておりますので、事務局から報告をしていただいて御議論をいただくことにしたいと思っておりますが、細田大臣にも御出席をいただいておりますので、冒頭に御挨拶をお願いしたいと思います。

細田大臣

本日も、競争的資金制度改革プロジェクトに御参加いただきましてありがとうございます。

いろいろな意味で総合科学技術会議は、我が国の研究開発制度、大学の問題その他も含めまして取り組んでいただいておりますが、今一番大きな論点の一つが「競争的資金制度」でございます。日本の今までのあり方がいいのかということについて、欧米に比べていろいろな短所もあるということで、精力的にいろいろな改革案に取り組んでいただいております。例えばプログラムオフィサーの役割とか若手研究者の育成、人件費等々の扱い等々、これまでの長い間の制度の整合性といった問題も浮かび上がってきているわけでございます。

また、競争的研究資金は倍増させるということで、これまで 3,000 億円を 6,000 億円と言っておりますが、3 年かかって 3,500 億円ということで、これでいいのかということ、私も各省や担当者に対して疑

問を投げかけておりまして、いかにデフレ時代といっても、あるいは、プロジェクト物が伸びているから日本の厳しい予算の中ではかなり伸びているからいいではないかという話も一部ありますけれども、やはり競争的研究資金を倍増させることの背景には、様々な思いが込められているわけで、その中身がどのように改善され、拡大されているのか、効果が上がっているのかが大きな課題であるわけでございます。

研究内容そのものを重視すること等、評価をどのようにするか。そして、その中で、プログラムオフィサーやプログラムディレクターが、どのように期待される役割を果たしていくかということを検討していただき、かつ、本日は「制度改革論点メモ」というものが出てきて、私が読みましても、まだまだこれは各省から見ればいろいろな異論が出てくるような中身であるけれども、思い切った提案をしているなどという感じがいたしまして、これをぜひとも定着させなければならないと思いますし、委員の皆様方からも、何度もプライスパフォーマンスという観点も指摘されております。また、研究者のキャリアパスの見直しとか、民間も含めた研究者の流動化の問題等も含まれているわけでございますので、ぜひともこれを取りまとめでいただきながら、今後の政府としての意思決定に御貢献をいただき、関係者の御説得も含めて、皆様方に期待される部分が極めて大きいことを申し上げまして、また、これまでの様々な御提言、御苦労に感謝をいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

井村座長

大臣どうもありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。「競争的研究資金制度改革に関する論点整理について」ということで、資料1にメモとしてまとめられております。これについてこれから御意見を伺うわけですが、今後の予定を少し話しておきますと、当初は3月とりまとめを予定しておりましたが、制度ヒアリングや国立大学法人化のヒアリング等を行いましたので、まとめが少し遅れると思っております。一度、本日までの検討状況を、3月末に行われる総合科学技術会議に報告をして、その席で議員の方々から御意見をいただこうと思っております。その後、4月3日と16日の予定をいただいておりますが、最終的なまとめについて御議論をいただき、それを上の専門調査会であります科学技術システム改革専門調査会にも諮った上で、最終的に本会議で意見具申を行いたいと考えております。従って、本日これから事務局が説明しますが、いろいろな論点がここに出てきております。大臣がおっしゃったように、かなり難しいものもあるかもしれませんが、それらにつきまして、これから御意見を伺うことにしたいと思っております。では、事務局から論点の説明をしてください。

(事務局より資料1について説明)

井村座長

今まで委員の先生方からいただいた議論を中心に論点をまとめました。あと少し抜けているかなと私が感じるのは、評価の問題です。先週、HIRO (Heads of International Research Organization) という会合がありました。これは生命科学系のファンディングエージェンシーのヘッドの会合です。アメリカでは、NIH、NSFの長官、ハワード・ヒューズ財団の理事長、新しくできたビル・ゲイツ財団の理事長、それから、MRCとか、G8各国のファンディングエージェンシーのヘッドが集まる会合で、年2回やっています。そこで1つ問題になったのは、それぞれのプログラムをどう評価するかという問題です。

NIHですと、NIH自身が、NIHが持っているいろいろなプログラムを評価しているようです。これは法律で位置付けられたものです。イギリスもMRCがやはりプログラムの評価をしております。そういうことをここに盛り込むかどうかは、少し御議論をいただく必要があるのではないかと思います。日本でもこれから政策評価をやっていかなければいけませんので、例えば総務省辺りがやるという話になるかもしれないとも考えられます。そういう中で、むしろ総合科学技術会議を中心として、各省がそれぞれやっていただくことがいいのかもしれないし、その辺り、時間があれば御議論を伺いたいと思います。

それでは、順に御議論をいただくことにしたいと思います。まず1.について、この中で今まであまり議論してこなかったことは、民間の研究機関が応募できるかどうかという問題です。それについて、委員の方々からも御指摘がありましたので、それも含めて御議論をいただければと思います。ここは、研究者本人の給与の問題、研究機関の適切な管理の問題とか、総論的に全体を通じてここでまとめているわけですが、いかがでしょうか。

総論ということなので申し上げたいのですが、1つは、競争的研究資金の位置付けといいますが、アメリカに比べて日本の競争的資金は極めて少ないわけですね。日本の研究社会にとって競争的研究資金はどういう役割を担っていて、どのくらい必要かという方向付けがまず必要ではないかと思います。特に、第2期基本計画では6,000億円という、非常にありがたいターゲットを掲げていただいています。この数字でもアメリカの10分の1くらいですね。しかも、この何年かの勢いからすると、この達成も極めておぼつかないということなので、ここは危機意識を持ってとにかくこの6,000億円は少なくともきちん達成する必要があることをきちんと打ち出していきたいと思います。

それから、基本的に、各制度に固有の歴史もありますので、制度ごとに独自の特長を尊重していただいて大きな方向付けをしていただきたいと思っていたのですが、その一環で、研究資金を個人補助ではなく機関補助とすべきという文章があるのですが、基本的には、個人にお金を扱っていただくといういろいろなトラブルが起こるし、負担が大きいという御趣旨だと思いますが、私どものやり方は、大学と一緒にやってJSTが機関として先生方を補助するというシステムをとっています。こういうユニークな制度もぜひお認めいただきたいと思います。

先ほど井村先生からお話がありましたが、競争的研究資金への応募の制限の問題について書かれておりますけれども、私が出させていただいた意見にも、そのことに触れてお願いしております。

簡単に補足させていただくと、特に科研費補助金への応募資格の問題で、一部はもちろん例外的な措置として民間研究者も参加できることになっておりますけれども、原則的には除外されております。ただし、この基礎研究に対する補助金である科研費に対しても、やはり周辺環境が随分変わってきているのではないかと。全体が増えていることもさることながら、ミッション志向というものが強くなってきておりますし、また、一方では、基礎の段階から応用までいろいろなフェーズで産学連携が国全体として非常に進んできている。そういうこともあって、かなり基礎的な研究といえども、この科研費補助金に対しても、原則として制限を設けない方が適切ではないかという基本的な思いです。ただし、根源的にはもう1つ、科学技術というものが、科学と技術が何ら分離した時代ではなくて融合してまいりました。そこでまた新しい基礎科学、基礎研究が生まれてくる時代になってきた。その扉を思い切って、現時点はそんなに顕在化した形での民間からのアプライはないかもしれませんが、開けておいた方がいいのではないかなと

という思いが背景にあります。

これは質問ですが、民間とおっしゃいましたが、「民間」というのはどういうことですか。アメリカの場合にはほとんど民間ですよ。国の機関というものはないわけですし、ノンプロフィットのインスティテュートはたくさんあるわけですから、ノンプロフィットのインスティテュートは全く大学と同じようなアプライの仕方ができるわけですね。ですけど、「企業が」ということになると、これは違うプログラムになって、分けてありますね。つまり、企業からのアプリケーションと大学からのアプリケーションはお互いにコンピートしているわけじゃないんです。ですから、それは区別された方がいいのではないのでしょうか。そうかといって、企業の申請が基礎的なものであることは大いにあるわけです。ですけど、最終目的は、やはり企業ですから利益が上がらなければ、何か物ができなければ困るわけですから、例えば3年間となると、3年目は開発。しかし、1年目は基礎研究ですから、極めてノンプロフィットのものに似ているのですけれども、最終目的が違いますから、これはコンピートさせないように、そういうものはつくっております。それをちょっと申し上げておきます。

この問題は、例えば文部科学省が行う科研費などは、例えば大学が基本的なターゲットになると思いますが、NEDOなどの場合は産業界からの応募もあるでしょうし、制度ごとに設計すればいいことで、一律に決める必要はないのではないかと思います。

科研費は私どももいろいろ改革をしていかなければいけないと思っているのですが、1ページ目で、個人補助制度を中心に不適切経理の問題が発生した件を取り上げられております。この問題は前回は申し上げましたが、こういったことがないようにきちんとしていかなければいけないと思っております。私が事務次官のときからも、科研費について大学の事務局職員がきちんと経理の処理をするシステムをつくるべきだと強く言っております。この点は、研修等も通じながら、批判を招かないよう断固たる措置をしなければいけないと思っております。それが1点。

もう1点は、先ほどもありましたが、資金の提供形態のところ、個人補助制度は直接機関補助制度とすべきだと断定的に書いてありますが、大学の研究者の自主的な研究をこれからもまだ伸ばしていく必要があるという観点からいきますと、すべて機関補助ではなく、やはりインセンティブの問題もございましょうし、個人の研究者のグループもありますから、不正経理についてはその面でのきちんとした管理責任について事務局を絡めてきちんとやることはやるべきだと思いますけれども、個人補助制度のメリットはあるわけですので、ぜひこれは断定されない方がよいという気がいたします。

これはいろいろな論点をまとめていただいたのですが、ある程度プライオリティをどうつけるかという全体の政策が大事であって、各大学は独法化を控えて今非常に苦労されていると思っておりますが、今は制度の変換期ですから、いろいろなことが同時に起こっている。特に若い研究者とか学生もそうですが、いろいろなプライオリティをセットしにくくて、全体としてここは正しいのだけれども、どういう順番で何をやっていくかということが、同時に起こると非常に危険です。例えば独法になったものの評価が総務省の評価委員会に行ってしまうと、僕らは現場のヒアリングをしているので、かなり研究者のメンタリティとかいろいろなことがわかってフィードバックしているけど、紙になって総務省からバサっといくと、一律に、

お金が余っているから財務省が取り上げるとかいろいろなことをやられてしまって、むしろ、中・長期的なプランができにくくなって、ますます縮んでいるような印象もあります。この辺をどう制度化していくかということが、今独法化になったものと、これから国立大学とか国立病院がそうやってきたときに、同じような議論でやられると非常に危険ではないかということがあるので、その辺を十分慎重に配慮することが1つ大事だと思います。

2番目には、この間もちょっとお話ししたのですが、アメリカのシステムは確かに非常に競争的でいいのだけれども、あそこは常に、移民をいくらでも入れてあげるよということだから、バッファーがボンボンくるけど、日本のように、移民はなるべく入れたくないというところに、こういうシステムを入れると非常に疲弊してしまう可能性があります。

井村座長

どういうシステムですか。

アメリカのようなシステムを入れたときに、日本の共通の社会基盤はまだなかなかそうは行かないので、その辺をどういうプライオリティで入れていくか。入れられるところと入れにくいところを分けないと、若い研究者が疲弊してしまっても困るということに十分配慮すべきかなということです。

もう1つは、8ページですが、「総合科学技術会議の下(もと)に」と言うと、日本の人はみんな「下(した)に」となってしまうので、むしろ、そういうコミッティと話をする会議があってもいいけど、上意下達というメンタリティに気をつける必要があるのかなと感じました。

井村座長

PO、PDは、後でまた伺いたいと思います。今、科研費のことが問題になりましたが、現在、科研費は、ノンプロフィットの研究機関のすべてが応募できるわけではないわけですね。どのようになっているんですか。今までは国研もだめだったものが、だいぶ広がりましたね。

大学以外の方にも研究を広げる努力は、我々も少しずつしていかなければいけないと思っております。ただ、科研費のそもそものスタートが、やはり大学の研究者のボトムアップの研究をサポートしていくことが基本でございますので、その点を考えながら、民間に対しても道を開くということは、徐々にではございますけれども、検討していかなければいけないと思っております。

その点ですが、我々の研究所は財団法人で、経済産業省と科学技術庁が監督官庁でしたので、我々は、文部省の研究費を申請することができませんでした。文部省と科学技術庁が合併してからは、いいですよとなったんですけども、よく考えてみますと、エージェンシーでどうしてそのように区別するのかということ。アメリカの場合、NSFとNIHが競争しているわけですね。いいプロジェクトであればどこでも広げて、そこでエージェンシー間の競争原理が働くべきですが、日本では全然働いていなくて、よくなくても、自分の傘下だったらお金を出すけど、いくらよくても傘下でなければあげない。私は、こういう競争原理を日本に持ち出すときに、やはりエージェンシー間の競争原理を何らかの形で入れる方策を、この論点メモは非常に結構な提案ですが、一つ欠けているのは、やはりそのようなエージェンシー間の競

争原理をどう入れるかという視点をここに入れないと、いろいろな問題が将来生じるのではないかと思います。

井村座長

ここはどのように入れたらいいのか、なかなか難しいですね。例えばアメリカのNIHは、イントラミューラルとエクストラミューラルで、イントラミューラルは20%以下と法律で決めているようです。だから、自分の省庁の研究所に何%以下ということを入れるかどうかちょっと考えてみたのですが、なかなか難しく、特に文科省の場合、大学をそうしたらどうにもならないので、今おっしゃるとおりです。今までは、科研費もかなり厳しい縛りがあったから、先生のところは入らなかった。しかし、今回、省庁再編のときに、それぞれの研究制度をできるだけオープンにしてほしいということを科学技術会議からも要望しまして、かなりオープンになってきています。その辺をさらにどのようにして競争させたらいいのか、いいアイデアがあったらどうぞ。

科研費の場合、まず資格審査をするというんです。資格審査されるのはいいですけど、私はそういう問題よりも、いい研究をして、このプロポーザルがいいかどうかということで決めてよければ、自由に取入れれば、エージェンシーのレピュテーションが上がって、結局はフィードバックして、いいということになると思うんですけども、どうしてその競争原理を取り入れないのか。何かやはりそこに1つのメカニズムを、日本で考える必要があるというのが私の個人的考えです。

今の御意見には大変賛成でございます。それから、先ほど井村先生からご紹介のあった、NIHのイントラミューラルにある制限をしているのがなぜか簡単に申しますと、NIHにお金を出す方がエフィシエンシーが悪いからです。つまり、外に出している方がエフィシエンシーもいいんです。ですから前にNIHみたいなものをつくったらいいという御意見があったという話がありましたけれども、アメリカの中で最もエフィシエンシーの悪い研究所はNIH本体です。それはやはり政府の研究所ですから、マイナスが大きいんです。国全体の研究ということを考えたら、ノンプロフィットのインスティテュートとか大学に研究費を出している方が、同じお金を使ってはるかにエフィシエンシーがよくなるからそうしているんです。そういう理由だと思います。

井村座長

このあたりは、今いただいた御意見をできるだけ参考にしながら、修文したいと思います。

今のファンディングエージェンシーの間の話ですが、その競争原理ということが非常に重要だと思います。ただ、イギリスですと、例えばMRCで、あまりメディカル・リサーチ・オリエンテッドでないものだと、応募を受け取ったところが、こちらの方がもっといいよと言って回してくれるというシステムもあるので、ただ競争原理でコンピートするということではなくて、別のファンディングエージェンシーに、お互いに助け合って交換をするというファクターもぜひ入れていただきたいと思います。

それは、さきほどのPD会議がいいかどうかはわからないのですが、やはり何かそういうものがないとできないと思います。

井村座長

大石先生にも御尽力いただいて、B T戦略会議をやりました際に、日本版N I Hをつくれという意見がかなり強く出ました。ただ、無理に研究機関を統合しても、エフィシエンシーもよくないだろうし、苦勞ばかりあってあまりよくないだろうということになりました。では、ファンディング・エージェンシーを一本化しろという意見になりましたが、これも、すぐにはなかなか難しいということで、結局、P D会議で、それを総合科学技術会議が世話をしよう。「総合科学技術会議の下(もと)に」はいけないという話が出ましたが、B T戦略会議の方針では、総合科学技術会議が責任を持ってやるということになっているんです。そこである程度議論できるだろうということを考えております。

総論のところでは触れた方がいいのか、後で触れた方がいいのかよくわかりませんが、先ほど井村先生がおっしゃいました評価の問題は非常に重要だと思います。私は、一元化したエージェンシーよりも多元的なエージェンシーがいて、それぞれのエージェンシーがそれぞれの独自性のある程度持って競争していく方が好ましいのではないかと思います。石坂先生の意見の中でも、文科省が特定研究領域を指定して、それに科研費全体の3分の1の研究資金を配分しようとしているがどうかということをおっしゃられておりますけれども、そういう特定の領域を国として特定化して、そこに資金を集中するということはあってもいいですけれども、そうではない、非常に独創的な研究に研究資金を与えるというエージェンシーもあった方がいいと思いますし、そういう意味で、評価の機関はできるだけ分権化した方がいいと思います。

先ほど井村先生からも、総務省のお話がありましたけれども、最近、国立大学の評価をどうするかということで議論に参加させていただいておりますが、国立大学を法人化して86だかの法人が出来上がるわけですね。それでたった1つの評価委員会しかない。そこで、例えば東京医科歯科大学とか東京芸大、東京工大というような特殊性をもった大学を一元的に評価して、それがまた総務省のところによってまた評価を受ける。このシステムは絶対にまずいと思うものですから、ぜひグラントのエージェンシーの多元化と、それぞれのエージェンシーをできるだけ独自に評価するようなメカニズムを、むしろこの総合科学技術会議が主導権を取ってやっていただきたいと希望いたします。

井村座長

今のところ、エージェンシーを統合しろというのは、意見として出たということであって、それを直ちにやるつもりはないわけですね。ただ、エージェンシーの代表者、P Dの会合をやって、さっき言われたような点も議論することは非常にいいことだろうと考えているわけです。

そのことと関連して、私はやはり、エージェンシーをもう少し明確化すべきだと思います。例えば各々の省庁にあるものは、それに対する評価もすべきだと思います。研究費を受ける人の評価というよりも、エージェンシーをどう評価するか。そういうことによって、そのエージェンシーが一番いいシステムを考える。評価されると、やはりプログラムディレクターをそこにおかなければならないとか、もっとほかからいいプロポーザルをいれなければならないという、一種の競争原理のもとになると思います。ですから私は、もし複数のエージェンシーをつくるのであれば、エージェンシーの評価を何らかの形ですることが大事だと思います。個人個人の評価もそうですが、エージェンシーの評価をすることによって、エー

エンシー間に競争原理を働かせてインセンティブになるということだろうと思っています。

井村座長

今のところ、エージェンシーというものが日本はまだはっきりないわけですね。ただ、これはできるだけつくっていった方がいいと思っています。御承知のように、諸外国はほとんどあるわけですし、例えばMRCでも、プログラムオフィサーが40名、Ph.D.は全部で150名いると言っていました。MRCは研究機関を3つ持っていますから、そういうところのいろいろな要請もあるだろうと思います。

JSTの、例えばCRESTのシステムは、非常にうまくいっていると思います。そういううまくいっているシステムを、もっと伸ばすことは必要だと思うので、そういう間のインセンティブがまだ働いていないことは非常に残念だと思います。

エージェンシーというものは表面的には存在しないかもしれませんが、実際問題、文科省も、経済産業省も、似たようなプログラムを持っていますね。ですから、現在のところは、それぞれがエージェンシーになっているのではないのでしょうか。そういう場合に、プログラムディレクター同士が相談をされるということが第1ですが、もう1つは、文科省なら文科省を通して出てきたプロジェクトも、経済産業省のプログラムから出てきたプロジェクトも、関係があるのであれば、同じ人間がエバリュートしたらいいと思います。それは、片方へ移せという意味ではなくて、例えば両方の応募をいっしょにエバリュートした結果として文科省を通じてきたものが、上の方に固まってしまうかもしれませんね。ということは、もう片方のプログラムがよくないということになるわけですから。ただ、それはサイエンスだけで見た場合ですから、実際問題、プログラムの目的が多少は違っておりますでしょうから、どれにファンディングするかは最終的にプログラムディレクターが決めればいい。ただ、これは非常にいい研究計画かどうかということは、共通のものでやったらどうかと思っています。

井村座長

これも今すぐはなかなか難しいと思います。それから、ファンディングエージェンシーに似たものは確かにあるわけで、JSTははっきり1つのまとまりになっていますし、JSPSは本省の科研費と半分ずつぐらいになっているわけですね。ただ、省によっては、25ぐらいの課がそれぞれ持って、ほかの仕事の合間にやっているの、なかなか研究費が行かない。1月に来て、3月までに使えと言われると、使いきれなくて、不適切な処理をするというのが、この間からの問題の1つの原因になっています。だから、私はできるものならまとめた方がいいと思います。ただ、すべての省にやりなさいというわけでは決してないと思いますが、かなりまとまった予算を持っているところは、やった方がいいのではないかと思います。

それから、この間、HIROの会合で、どれくらいのお金をこういうプログラムディレクター・オフィサーあるいはマネジメントに使うのかと聞いてみますと、研究費の5%くらいと言います。だから、そのくらいは本当は使っているのではないか。そのかわりきちんとマネージしていくことがないと、今まではそこをあまり使わないで、委員の旅費だけでやってきて、マネジメントがなかなか難しいというところがあるわけですね。例えば、日本でもJSTはかなりそういうシステムをつくっておられて、かなりお使いになっておられると思いますが。

別の次元の話ですが、出資金による競争的研究資金制度ができたとき、これは自民党の強いイニシアチブでできたのですが、ファンディングを一元化するか、それとも多角的にやるかという議論がありまして、結局、多角的にやったわけです。これも程度問題だと思いますが、これによりまして、実際の問題として予算にはシーリングがあるわけで、各省、各局、各課、広範にわたって今までの事業費を研究費に振り向けたりして、結果ここまで予算が伸びてきております。そういうことも背後にあることをちょっとお考えいただきたいと思います。一元化したら、そういう力がなくなると思います。

井村座長

予算の仕組みは非常に難しい問題で、大臣も先ほどお話しになったとおり、競争的研究資金を増やしたいわけですが、それがなかなか増えない。その原因の1つは、今言われたような、各省の中における予算の仕組みの問題がどうしてもあると思いますが、何かございませんか。

先ほど、ファンディングエージェンシーに対する評価の議論がいろいろ出ましたが、学術振興会では、昨年度、外国のそういった評価機関とかファンディングエージェンシーその他にも依頼して、外からも評価をしてもらおうということもやっております。いろいろな批判に耐え得る改革をどんどんしていかなければいけないということは考えております。

私も応募資格に関しましては、小野田先生と同様に、民間企業の研究者にも開放すべきだという考え方を持っているのですが、その場合どういう弊害が起こるか聞かせていただけませんか。

弊害といいますが、科研費は、主として大学の研究をサポートしようということが元々にあるわけです。従って、現在も、民間の方でも大学と連携してやる場合にはもちろん応募資格がございます。それから、いろいろ御批判はもちろんです。公益法人その他で文部科学大臣の指定したものに道を開いています。そういった意味で、私どもも、本当にその研究が立派なもので、補助するに必要なものであれば、それは道を広げていくのは、そうすべきだと思っております。ただし、各省にいろいろな制度や政策があるわけで、主として民間をサポートするようなもの、あるいは主として大学をにらんでやっているところもあるでしょうから、その辺は特色を生かしながら考えていくべきと思っております。

確かにこの辺が、アメリカの、なるべく小さい政府ということでNPOをたくさんつくる、大学も私立大学が研究大学としては圧倒的にいいという環境と、一元的に何となくお上の発想という国とはかなり違うので、税制の問題とか、IR (Investor Relations) も各大学がいろいろなことでIRをすることによって寄付金が取れるとか、そういう話になってくれば別ですけども。例えば経産省ではマッチングファンドの方法もありますから、企業が1出せば、国からコンペティティブなヒアリングをして2が出る。文科省にも1対1とか、そういうところがあるわけで、やはり石坂先生がおっしゃったように、フォーブスロフィットというストックというか、そういうレスポンシビリティがあるわけですし、最近は人事の交流ができますから、ジョイントでどういう形でやるか、企業もコミットすれば国が出すとか。そのような、国民にしてみれば非常にわかりやすいシステムが昔よりもはるかに出てきているわけですから、そういう

ところをどんどんユーティライズすべきだと思います。それから、出てきたものは、インターフェアーしたものでどうするかという必ずけんかになって、そういう意味では大学の先生は圧倒的に力が弱いので、その辺もきちんとしなければいけないと思っています。

私は、民間というより、企業の研究を長くやっていたので、あえて申し上げたのですが、企業の研究、特に日本の場合、今はかなりシビアな見方をしていますが、相当思い切った基礎的な研究を実はやっていたと思います。また、これは企業にとっても必要だと思います。そういう意味で言いますと、1つはポストコンペティティブな研究が日本の場合、全くやられていない。企業はテクノロジーの展開とともに、ある意味では、ものすごい知識なり、データベースを手に入れております。これによって、実は新しい基礎研究が十分生まれてくるような大変なネタを持ちながら、みんな投げ捨てていっているわけです。多くの大学の先生方が、それを出してもらえないのかとかいろいろ話があります。やはりこういう財産を国レベルで使うために、民間企業の研究者を、あるインセンティブを持って基礎的な研究のところに引っ張りだすという、少なくとも扉を開けて何の損もないだろうというのが私の思いで、提案になっております。

木村参事官

競争的研究資金は大きく2つに分けられて、研究者の能力の開発とか発揮を目的とするようなファンドと、先ほどご紹介のあった、平成8年度ごろから出てきた特殊法人を活用した研究開発の提案公募型というものがあつたのですが、科研費とか厚生科研費、戦略とか地球環境等幾つかは個人向けのもの、それ以外に、民間～というものは機関向けで、こういったものは研究開発助成、あるいは委託としてテーマを国が指定し、提案公募でやるというものですが、個人向けのものについて見ると、例えば、先ほどノンプロフィットとプロフィットというお話がございましたが、厚生科研費や戦略、地球環境等、例えば厚生科研費では、民間企業の研究部門も応募可能ということで、研究者の産学の所属は関係ないという形になっております。それから、NEDOの場合は科研費と同一で、対象が大学と公的研究機関になっておりますが、これはそもそも、大学の若手の先生方が研究費に困っておられるということから、あえて制限を行ったということと聞いております。したがって、科研費と厚生科研費で言いますと、厚生科研費の方は、特段、ノンプロフィット、プロフィットに有意な差を設けていないという状況でございます。

井村座長

この問題は、できるだけ広げていくということですが、しかしプログラムによって違いますので、その辺りでまとめたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。今度は若手研究者の問題です。ここがまた難しい問題でありまして、何をもちて若手と言うのか、既にだいぶ議論があつたところです。

その点で、1つ本質的なことを提起したいと思います。この委員会は、あくまでも資金を出す方でどう制度を変えていけばいいかが主眼だと思つていますが、日本の場合は、競争的研究資金の主な対象となるのは、恐らく配分額の60~70%を占める大学の研究者ですね。来年の4月から国立大学が法人化されますけれども、そのときに、現在のような見かけ上の講座制というか、そういうシステムが残るのか残らないのか。それによって、制度の有効性がものすごく違ってくると思つてます。もしそれが残ったままな

らば、一方はかなりいいものができて、効果は半減かそれ以下になってしまう。そこで、これは大学側の問題、文科省の問題にかなり絡んでくると思いますが、何か競争的研究資金制度で、現在の講座制であった場合には不利になる、講座性ではなくて、個人個人の、大学がある程度認めた、テニユアトラックあるいはテニユアを持った人はアプライできるような、教授・助教授とは無関係な制度を、何かこれで導入できれば、私はこの効果が非常に有効になると思います。それが無い限り、相変わらず、大学の教授が、助教授がアプライするのを抑えたり、まして助手はだめだとか言って、そういう人たちはまた別の、若手向けの小額の制度しかアプライできないとかなりますと、これは非常な問題が起こると思います。

井村座長

なかなか難しい問題です。後に大学改革の項がありまして、大学も改革してもらわないと競争的研究資金改革が生きないということが述べているわけです。ところが、もう7～8年前でしょうか、任期付き任用を導入したのですが、未だに2%しかないという状況です。いわゆるテニユアという制度があいまいなままです。だから、何が若手なかなか明確に言えないところがある。ドイツは、プロフェッサーだけがテニユアで、あとは任期付、そのかわり研究費を出して、若いときに思い切って独立してやれる制度を今導入しようとしていますね。ジュニアプロフェッサーとして。

今、講座制に関連して言われたことの前半は賛成ですけれども、最後のところで、そうしたら、なぜ日本では申請が10万件とは言いませんが非常にたくさんあるのか、それを考えなければいけないので、問題は、やはりそうではなくて、今、井村先生が言われたように、テニユアトラックをきちりと確立することの方が重要であって、そうすれば付随的に研究費の使われ方が変わってくると思います。

それから、インセンティブの問題として、教育に対するインセンティブとか、そういうことを前のところにも一言入れておいた方がいいのではないか、ちょっと後ろすぎないかなという気がしております。

新しいキャリアパスのデザインの問題で、5ページに「助手、講師を任期付き任用とし」とありますが、これはちょっとスペシフィックではないかという気がします。というのは、これはある程度、現状を前提として、助教授はテニユアだととれると思いますが、例えば、これは科研費の1つの対象になっておりますので申し上げたいのですが、ある国立大学の経済学部では、実はもう既にファカルティの3分の1の人がアメリカンPh.D.です。ところが、こういうPh.D.の人が、これは助教授で採用されているわけですが、アメリカで、テニユアのない、しかしながら、テニユアトラックのマーケットに参入しようとすると、講師とかということになるわけです。そうすると、公務員ですから給料が縛られていますから、例えば600万円とかで、これでは国際的なマーケットでは競争できない。しかも、名前は講師で、英語でそのまま訳すとlecturerですけども、ほかのアメリカとかの大学では助教授ですよ。こういう問題は、恐らく、国立大学法人になれば、各大学あるいは各学部が、その辺りをどうデザインするのかというフレキシビリティが出てくると思いますので、あまり、助手とか講師ときちんと書くのは、例えば医学部とか工学部などの講座制を前提としたようなニュアンスが少しあるので、デザインをもっとフレキシブルにするような余地を含めた表現がいいのではないかと思います。

4ページに、研究実績よりも研究計画の内容重視ということを入れてくださって感謝しております。し

かし、いろいろなプログラムがあるわけですから、例えば政策的なもので、もうプロジェクトが決まっています、研究者が提出したのではなく、こういうことをやるために一番効率のいい人はだれだろうかという選び方が存在してもおかしくないと思っています。ただ、現在の日本のシステムからいくと、科研費だけはサイエンティストが出しているわけですから、こういう研究をやるのが意味があるかどうかでエバリュートしていただきたいわけです。また、事実、アメリカの場合、R 01を取らなければ一流の大学のアシスタントプロフェッサーになれないわけです。ですから、これは非常にオブジェクティブな、エバリュエーションのシステムになってくるんです。もし、科研費のシステムをR 01みたいにしたら、外部評価とか何とか、今大学の方でも言うておりますけれども、実際にそれが取れないような人は研究者として価値がないと言われたと考えたらいい。要するに、キャリアトラックも、そういう研究費が取れる人がキャリアトラックに乗るわけで、それが取れないような人は乗れないわけです。そのように、大学のシステムとコンパインしておやりになるのがいいのではないかと思います。

井村座長

おっしゃるとおりと思いますが、ここで大学の制度は決められないので、我々としては、こういう制度が望ましい、あるいは、こういう制度であるべきだということを言っていくということだと思います。

強要するわけではないのですけれども、大学がそういうふうにお使いになれるようなシステムにしようということです。

アメリカ、アメリカというより、もうちょっとヨーロッパも参考にした方がいいと、この間も言ったのですけれども、確かに、人生のバリューとかシステムが何百年の歴史でできているので、アメリカのように、システムをオープンにしている競技場を提供している国と、そうじゃない国ではかなり違うと思います。だけど、アメリカのいい点は、オープンなシステムでマルチプルなトラックがあって、例えば大学でライフサイエンス関係をやっているのであれば、NIHのR 01を取っていないと、仲間から一人前とは見られないわけです。NASAとかDODとかそういうところはやはり、ミッションオリエンテッドでやっているということであまり評価されないんです。日本のように、何でもいから大きなお金を持ってくれば勝ちという話ではなく、大学人の、自分たちのお互いのエバリュエーションがそのようにできるところがマルチプルなのであって、例えばNASAのライフサイエンス取ってもNIH取れないようじゃしょうがないなんて結構みんなお互いに思っているわけです。同じライフサイエンスでもNSFで取ってくるとなると、お互いに、やっぱりそうかなというお互いの尊敬度ができているというのがいいわけで、これが一元的になると非常にやりにくいのではないかと思います。大学のミッションと企業と一緒にやるのは経産省や何かもやっているし。という話で、そういうチョイスが、自分たちの研究者あるいは大学で、ミッションオリエンテッドの研究に参加する価値がお互いにある程度共有できていることが健全だと思いますが、そこまで行くかどうか。そうなればいいけど、なかなか難しいのではないかと、だけど、それは僕らが大学人としてどんどん言っていかなければいけないことだと思います。

井村座長

方向性を示していくことはいいことだと思いますが、それがすぐに実現できるかどうかは、ここで決め

られる問題ではないですからね。ただ、方向として、テニユアトラックを設けた方がいい、そして、テニユアトラックに乗った人に若手研究者として研究費を配って機会を与えましょうということですね。

ただ、変なことを考えるみたいだけど、そうなると、博士ぐらい取ってから、テニユアトラックに行くまでにいろいろかかって、大きな退職金の可能性がなくなるとなると、やはり社会構造の雇用制度が変わらない限り、早く公務員になって中央官庁に行こうかとなつて、元気のある人が残らなくなる。

今のことと関係して、さっき私が言ったことの背景には、大学を今のままで放っておいても、申し訳ないのですが、なかなか変わっていかないのではないかという気持ちがあります。この任期付でも、法律ができる前は、どうしてしないのかというと、任期をつけると、特別公務員何とか法でできないんだと、実際にはできるようになつても、まだ大学は2%です。これが官庁になりますと、経産省の産総研あたりでは、初めて採る人では80%を超しているわけで、これはやはり大学に任せているからです。ですから、大学にどうこうしろということではできないのですけれども、さっきも言ったことと関係して、この競争的研究資金制度を何かそういうものを変えるインセンティブというか、てこに使えるか、何かそこに方策があるのではないかと考えております。それが1点です。

もう1つは、評価のことについて出ましたけれども、アメリカではあまり、評価委員会というものがある、ここの教授がいいとか、あの教授が悪いとかいうことは、少なくとも私が知る限りではないです。どのグラントをどれくらい取れたかということではほぼ評価が決まってきます。だからそれは不必要です。日本の評価は、私もいろいろな委員会で評価をしますが、実際にやっていて、ただ、いいとか悪いを言うだけで、悪くても何事も起こらない、よくても何事も起こらないというのが日本の評価ですから、私はあまり意味がないと思います。評価ばやりで評価、評価と言いますが、競争的研究資金なり何なりのステータスがきちんと確立すれば、本質的には評価をする必要がないと思います。外国から何人呼んだり、大騒ぎしたり、何日もかかって、そういうことをすることは不必要だと思います。

5ページに、「ポストドクターの在り方」というところで、企業のコミットメントの話が触れられていますけれども、この文章の意味がよく理解できません。「ポストドクターの質的な改善」ではなくて「質的な多様化」だと思います。ポストドクのやる仕事にもバラエティがもっと広がるという意味だと思います。それから、「研究者の流動性の向上という観点から、例えば企業での研究開発を中心とするポストドクター制度」というのは、何か試験的な意味も含めて何かルールをつくらうかということなのでしょうか。

木村参事官

加藤委員からの「提案2」の12~13の辺りを抽象的に書かせていただきました。企業でポストドクを受け入れるような仕組みをつくってはどうかという御提案だと思います。それによって、ポストドクの出口論で産業界との訓練の場として、バイオなどはふさわしいという御指摘だと思います。

御参考までに、日本の民間企業でもかなり多くの大手企業が、固有のポストドク制度を持っております。これはポストドクという形で、むしろ企業が資金を出すわけです。そして、自分たちの研究所で1年とか2年とか、お互いに何をやるか相談して、ポストドクの方はかなりテクノロジーに密着したようなサイエンス

のキャリアアップになって、また去っていく。場合によっては、そのまま企業にいるというケースもないではありませんけど、これはあくまでも企業が自らの資金で、要するに、アカデミアのポストと同じようなビヘイビアをやっています。それに比べると、ここに書いてある制度は、何かもうちょっと違うようなものをイメージしておられるように感じましたので、内容を伺った次第です。

井村座長

ここは検討してみます。それから、先ほど出ました、助手と講師の問題、あれは学校教育法に書いてあるんです。助教授は教授を助ける、助手は教授及び助教授を助ける。だから、助けないと法律違反になるんで、そこから改正をしないとイケないし、「助手」という名前がよくないということは、私も前から、大学審議会の時代から申し上げているのですが、なかなか変わらないところがあります。

私がさっき申し上げたかったことは、国立大学が法人になったら縛りがなくなって、助教授がノンテニユアのテニユアトラックという位置付けになる場合もあり得るわけで、そういう意味で、助手、講師をスペシフィックに書かない方がいいのではないかという趣旨でした。それから、さきほどでました退職金の問題ですが、社会全体のように思えるのですが、考えてみれば法人化されれば、どういうエンプロイメントコントラクトを出すかということが大学の自由になりますから、企業に非常に優秀な研究者がいるという場合には、退職金がネックになって、今まではだめでしたが、大学の方針によっては、非常に高いサラリーでそういう人を引き抜いてくることも可能になるわけで、その問題は、今度の改革でかなり解決できるようになるのではないかと思います。

先ほどから大学のことについていろいろ出ているわけですが、今回の国立大学法人化を目指しているのは、やはり大学の自主性、研究者の自主性も生かしながら、従来の、公務員であるがゆえのいろいろな弊害なり行き詰まりになってしまう論理、そういったものを全く改めようということで考えております。いろいろな御意見があって、そう変わらないのではないのかという御批判も確かにあるかもしれませんが、文部科学省としては、大幅に改革をして、本当の意味で日本の大学を世界に通用するものにしたいということでやっておりますので、ぜひ、改革をしようという方向は御支持を賜りたいと思っております。

井村座長

大学が変わろうと思えば変わるわけですから、問題は大学にあるということは間違いありませんね。

まさに法人化されて自由度が高まるわけですから、文部科学省も強く指導していくでしょうし、各大学も努力していくと思います。

助教授は教授を助けるとおっしゃいましたが、我々の感覚から言うと、リサーチグラントも取れない助教授を持っているということは、教授を全然助けられないわけです。教授の研究をサポートしなくても、助教授が自分のプロジェクトを持っているということは大いに教授を助けていることだと私は解釈しております。

井村座長

この若手研究者のところは大変書きづらいんです。例えば、ポストドクをどう位置付けるのか、独立研究者なのか、それとも、これは独立研究者への訓練期間なのか。アメリカなどははっきりと後者と考えていますね。ところが、日本は、例えばフェローシップ型のポストドクだと研究費が付くとか、ポストドクのあり方が、かなりあいまいです。それからポストドク自体、助手の空席待ちになってしまっている要素がかなりあって、日本はそういう辺り、なかなかすっきりしないところがある。かなり思い切った改革をしないと、ポストドク自身の位置付けも非常に難しいという気がしております。

細田大臣

今日に限らず今までも、若手研究者になるべく競争的研究資金が行くようにという議論があるわけですが、この間、データベースで集計したら、やはりピークは50代で、次が40代、30代というようにきれいな山ができています。なぜかという、医学部系統がたくさんお金を持っていくせいもあるかもしれませんが、親分と言うと言葉は悪いけど、親分のところに大きな金は何口も入っている。そうすると、若い人たちに、ポストドクも含めた人たちだと思いますけど、研究の中身がおこぼれとせずと行くし、チームとして一生懸命にやるという姿になっている。だから、30代で半分使わせろという議論もありますね。政治家の間ではしょっちゅう出ていますけど、だから、もうそう決めてしまおうんだということを言った場合にどういうことが起こるか。そうすると、機構のあり方なり、仕事のあり方、研究のあり方が変わってくるのではないかと。つまり、今日の議論でもわかるように、あらゆる日本の伝統と雇用制度と研究、大学制度等、すべての長所と短所が混在して、アメリカとは違う独特の、特殊日本的制度がもう出来上がってしまっている。それをどこからちょっとずつ壊したらいいかという角度からやらないと、これはこれと関係するから難しいでしょうとやっていると、鼻音的な、何を言っているかわからない報告書ができてしまうのではないかと恐れていますので、ちょっと申し上げました。

井村座長

その点、ドイツはわりとはっきりしたことを打ち出したわけです。ジュニアプロフェッサーは6年任期で、その間に教授に昇任できなければ、もうだめ。そのかわり、そこへ研究費を付けましょうということで、30代の人を登用するということをしました。ただ、現在の制度も2010年までは残すと。これは大学の猛烈な反対があって2010年まで残しましたけれど、そういう何らかのかなりドラスティックなことができますと非常にはっきりしてくるんですけどね。

研究計画を一番大事にして、そのエバリュエーションでお金を配る。研究者にではなくて、研究計画に対してお金を出す。そういう形になった場合、若い人にかなり行くと思います。それで科研費は少なくともそのようにしていただきたいということを申し上げているわけです。

R 01の場合は、その人のポジションとか実績という点から言うと、若い人でもそうですが、例えば3年、5年とやったときに、本当に書いたことがやれるのかをきちんと見ます。やはりその辺とエフォートが自分の給料の原資になっていますから、この辺はお互いに研究者が見ているので、文部省の科研費も、そういう意味では何重もチェックがあるので、これ自身が評価になっていると思います。アメリカほどで

はないかもしれないけど、非常に厳しくというか、よくなっているの、これをさらによくするより、それも大事だけど、今非常に懸念しているのは、国立大学の法人化のときに、先行して法人化されたものの評価をみていると、交付金を使わなかったとかいろいろなことがあって、新しい事業をやろうとするとまた財務省に取られてしまうということが多くて、中期計画もへたくれもない。隠しておいた方が得だという雰囲気があります。こういった点で適切な評価が定着してこないと、みんながシュリンクして、大学人同士が評価、評価で、評価疲れして、闊達な若い人のエネルギーがなくなってしまうことを非常に懸念しています。全体の方向はいいんですが、どういう順番で、何をインプラメントしていったらいいのか、科研費はここ10年随分うまくいっていると思いますので、その辺、政策的に、どういう順番で何をしていくか、独法化というのは日本人にとっては大きな価値観の転換になっているので、その辺がごちゃごちゃになると、懸念があるので、方向はそんなんだけど、一步一步どうしていくかを考えていただきたいと思います。

井村座長

今の機会に変えないと変わらないというところもあって、そこは難しいところです。

次に、プログラムオフィサー、プログラムディレクターによる一元的管理・評価体制の整備ですが、これは、PO、PDの導入。それから、POはプログラムについて責任を負い、PDは全体を見る。そういう制度を導入し、充実させることによって、いいものにしていこうという考えですが、いかがでしょう。

この一連の部分は、私のだした意見が充当されているかなと思っています。これは、今回のこの改革の議論の中で、明らかに新しい試みとして、絶対に定着させなければいけない具体的施策なわけですね。その心は、やはり技術開発などの仕事というのは、研究現場の感覚を持たずして、いい仕事、マネジメントはできないはずだということです。そういうチャンネルがきちりと、総合科学技術会議を中心に、システムとして組み上がっていくことが必須の要件と考えます。その第一歩として、ある程度のことはその方針とともに決めてスタートすべきではないか。そんな思いで御意見をださせていただきましたが、この論点ペーパーは、ちょっとどぎつい部分もありますが、大変立派な内容だと思っています。

PD会議ですが、この会議の性格ですけれども、一番最後の機能のところを書いてある、「競争的研究資金の一体的な運用を図る」というのは、具体的にはどういうことを考えておられますか。

井村座長

多様性は維持しながら、例えば、両方で同じような基準で評価はやりましょうとか。

先ほども御指摘ありましたように、研究計画を主にするようなプログラムもあるでしょうし、今までの業績に基づいてということもありますから、そこら辺の多様性みたいな、あるいは、もっと連絡会議的なというか、そういうニュアンスを少し入れていただいた方がいいのではないかという気もします。

井村座長

もう1つの問題は、1人の研究者が複数の省からお金を取るわけで、そのこと自体は別に悪いことでは

ないと思っています。ただ、集まりすぎることがあります。今のところ、その辺の調整は全然していないので、ふたを開けたら4億円ももらっていたという事態が起こっていて、こういうものは排除しないといけない。それから、適正な金額を判断して渡さないといけない。調べてみたら、一番多いのは13件もっている人がありました。それは1つずつは小さかったですが、やはり大きな額が行っている人もあります。だから、そういう調整は必要でしょう。

そのほか、さっき言われたような、この内容だったら、むしろ厚生労働省に出した方がいいですよとか、そういうことができるかは今のところちょっとわかりません。現時点ではデータベースは、採択が決まってお金が入ってからしかわからない。ただ、研究費は3年とか5年が多いですから、この人は大体どのくらいもらっているかの予想はつきません。そこは電子化するとはじめからわかるので、どうしても電子化していかなければいけないと思いますし、諸外国もファンディングを電子化の方向で努力しています。NSFはほぼ100%電子化されたと言っていました。ロシアのサイエンスファウンデーションは80%と言っていました。結構電子化が進んでおります。それができると、リアルタイムに、この人がどのくらい出しているのかがわかるようになると思います。

今の問題は、私はやはり大学がある程度責任を取らなければいけないと思います。そんなたくさんの研究課題ができるわけがないわけです。また、そんなことをもし自分のところのプロフェッサーがやるとしたら、教育をする暇なんかないわけです。ですから、これはあくまでも、学部長なりオフィスがコントロールする。もちろんエージェンシーでもしょうけど、両方でやらないととてもだめだと思います。

私もそう思います。研究者仲間でもそれはわかっているはずだし、研究者やポスドクがよそを歩いているからこそ、中で村社会で隠してしまうということがあるのかもしれないし。お互いにインベスティゲーターとしてのプロフェッショナルなエシックスみたいなものでお互いにモニターしていることが大事だけど、そんなことすること自体考えられないですね。大学のオフィスに出て、パーセントエフォートの話で、何やっているんだと言われるし、その前にディーンがチェックするし、その前にディパートメントヘッドがやるし、ディビジョンヘッドが出すかどうかモニターしていますから、そんなことはエージェンシーがやらなくても自然にできると思います。そのうえでおかしなことがあったら、それは返さなければいけないわけで、ほかにコンカレントのアプリケーションを書くところがありますよね。そうしたら、もらったらどうするのか、返すなんて言っているけど、あまり返さないのかもしれないですね。

井村座長

そういう人は、たぶん書いてないんでしょう。

返そうとすると、これだけお金が余っているから使ってくれと、今度は役所が言うということで、また問題があるわけです。それは少ないとは思いますが、今年の予算ですからとか言われて。その辺が問題だなと思いますけど。

7ページの 印の下から3つ目で、私ども基本的に、このプログラムオフィサー、ディレクターの制度はこういう趣旨でやっておりますが、日本の各分野のトップの先生方に御負担をおかけして、かなり時間

をシェアしていただいておりますが、非常勤という形です。これはそのレベルを確保するのであれば、早期に専任に転換は、ちょっと難しい、むしろ、非常勤との併任といった雇用形態は過渡的措置とは考えておりません、全部が非常勤というよりも、常勤もいろいろ検討しなければいけないと思いますが、審査のレベルをある程度と確保するためには、こういう非常勤でその分野のトップの先生方の力をお借りするという形態が必要だと考えておりますので、この表現はお考えいただきたいと思います。

今のお話に関連するのですが、先ほどからのことも含めて、やはり全体として一番問題なのは、テニュアトラックの確立だと思います。もし、さっき大臣がおっしゃったように、政治家の方が制度改革に熱心だとすれば、先ほどの法律問題を一番先に解決してほしい。これで専任になれるかなれないかということの1つは、教授の手助けをしなければいけなかったら専任になれるはずがないんです。実は、私自身の経験で言っても、あるプロジェクトから全く違う自分の研究プロジェクトに変えたときに、実験をしていないことはなくて、していますけど、その間1年ぐらい、ディスカッションとかこういったことに明け暮れたことがあります。後から考えても、それはむだだったとは思わないです。こういう場に入って、たくさんの方のそういうアプリケーションを読みながら、自分がそれで勉強しないとレフェリーとしてのレベルを保てませんから、それをやることは、1年、2年ぐらいは決してむだではない。そういう時期があってもいいのではないかと私は思います。

このPD、POは私どもも大賛成ですが、問題は、いかに優秀な人、本当に第一線の研究者をここに呼んでくるかが大事で、むしろ、研究がだめだからPDやPOになるうという人はぜひ排除してほしいし、そういう権力欲が強い人ではなくて、これが終わったらすぐまた研究者に帰れるように、現職の一流の先生が来れるようにということを、ぜひどこかに書いておいていただきたいと思います。

PO、PDは非常に結構なことで、これは大きな一歩前進だと思いますが、1つの懸念は、果たして日本においてPOとかPDがどれくらい、ここに書いてあるような政策の決定やらマネジメントやら、フリーハンドでできるかどうかです。恐らくは、今の行政組織の中で、どれくらい自由に責任を持ってできるか、そこの担保がないと、やる方もやりがいがないし、確かに、専門家が来るのですから今より少しはよくなると思いますが、本当の意味で、どれくらいここに行政サイドで責任と自由度を与えて、場合によっては責任も取ってもらうというシステムを導入するか。それが成否の鍵だと思います。

井村座長

だからこそファンディングエージェンシーが必要だと私は考えております。本省からちょっと離れた形で。お金は来るけれども、そこは研究費を配分する機関としての自主性を持つ。それと並行していかないと、おっしゃるようになかなか難しいだろうということは思っています。

プログラムオフィサー・ディレクターですが、確かに、一流の研究者で一番あぶらが乗っているときにそんなことをやったらまずいわけですし、私がNIHでずっと付き合っている人たちも、ある研究経験はしているけど、私は研究者として生きるわけじゃなくて、それをもっと見た上で、アドミニストレーターとして研究者のコミュニティにいろいろやらなければというミッションの人たちが非常に多くて、お互い

に研究者の背景はあるけど、もう役割は変わってきたよと。お互いに非常にリスペクトしているわけです。お互いに研究者という照準で競争しているわけではないわけです。そういう人たちが大事なわけです。わかることは大事だけど、その人がまだ競争している気だったら、とてもやってられないなと思う。その辺も両方、ぜひ見ていただきたいと思います。

長らく組織を運営してきた立場から言うと、この問題は、むしろ、ディレクターの方が数は少ないわけで、これをきっちりすることが一番要になるのではないかと考えています。その場合、ディレクターのキャリアとかキャラクターは、JSTの場合とNEDOの場合では当然違ってくるはずですね。やはりある程度の政策についても精通していないといけませんし。そういう意味で、ディレクターがしっかりすれば、彼がオフィサーをエバリュエーションするでしょうし、選ぶでしょうし、全体のシステムが回るし、総合科学技術会議との連携もスムーズにいくのではないかと。だから、私はやはりPDが要と思っています。

井村座長

外国のPD、POを見ていると2種類ありますね。今、おっしゃったように、研究歴はかなりあるけど、途中で行政の方に変わって、これで一生やっていこうという人。それから、大学から2年間オフをもらってくるという場合、大抵週に2日ぐらい時間をもらって、大学に帰って研究をする。NSFでもそういう形でやって、帰って学部長になったり、プロポストになったりする人がかなりいます。だから、両方あっていいと思います。

この間も申し上げたように、日本の場合、非常にヒエラルキアルなワンラインド・オブ・オーソリティになっていて、教授になって、学部長になって、学長になるという話になっていますから、職制と肩書は全然関係ないですよ。そういう社会と、学部長というのは別に、学部長という職責でみんなが選ぶなりコミッティが選ぶので、そういうそれぞれの役割がマルチプルにあって、お互いに機能をリコグナイズするというのはすごく大事なことはないかなと思います。

井村座長

大学がそういうふうに変わっていかないと、これから法人になって、やっぱり年功序列で定年前の人を学部長にしているようでは、もうやっていけないという気がします。そこは変化していかないといいないと思います。

日本のいけないところは、何でも一律になってしまうことだと思います。だから、PO、PDの話も、全部を専任にしなければいけないということではなくて、目的が何かということで、もっと柔軟な運用の仕方をしていかなければいけない。ぜひ決めつけて一律にならないように。ここでのディスカッションが忘れられて、結論だけが文章になって出たときには、書いたものしか伝わっていかない。そうすると一律になってしまうことを非常に恐れています。ですから、それは気をつけなければいけないと思います。

第2点は、PD会議について、このPDはものすごく重要で、ビジョンを持っている人にやっていただかなければいけないと思います。また、PD会議の最後の文章は私も引っかかって、「課題の不必要な重複の排除や制度間の整合性の確保等、競争的研究資金の一体的な運用を図る」ではなくて「制度間の調整

など、競争的研究資金の有機的な運用を図る」と、「一体的な運用」ではなくて「有機的な運用を図る」と書き換えないと、誤解を招くのではないかと思います。

井村座長

ありがとうございます。そういう意味であります。ただ、ここでかなりいろいろなことを議論していただかないといけないと思っています。先ほどのオーバーラップの問題もありますし、評価の仕方、審査の仕方等についても意見交換してもらって、できるだけいいものにしていく必要があるわけです。今のところ、省によってその辺はかなり違いますから。そういうこともここで議論していただいて、できるだけいいものにしていく。もちろん、それぞれの研究費によってミッションは違いますからね。

その議論をされるときにぜひ加えていただきたいのは、例えばこのプロジェクトのような委員会が永遠に続くはずがないのですが、PD会議の運営にあたっては、それぞれのシステムは常に改善していかなければいけなくて、その改善に対する現場からの声を吸い上げていく、いいチャンネルにぜひしていただきたいということです。

ちょっと話が違いますが、間接経費のことです。アメリカでは、間接的経費が50~80%ぐらいのところ、日本は非常に少ない。その理由は、基本的には、今のお金が少ししか増えないので、間接経費を10%でも20%でも取られると、研究費のほうへ行くお金が少なくなるから、ある限界があるということだと思います。ですが、よく考えてみますと、従来、例えば大学へ設備費とか別の予算でお金が行っているわけです。アメリカの間接経費は、例えば図書館の費用、動物の設備の費用とかに使えるわけです。ですから、日本の行政サイドで、それらのお金をやめて、その分だけこちらへトランスファーするとなれば、基本的には、間接経費が多ければ多いほどインセンティブが働きますから、その仕組みは、むしろ行政の中の仕組みの問題として、難しいかもしれないけれども、現実的な可能性がある問題だと思います。やはり5%、10%というのは、インセンティブとしては少ないと思います。ですから、本来ならば今まで一律に渡していたお金を間接経費として使うからという形にすれば、間接経費の比率がもっと上がるし、国家財政にはそれほど影響がなくできるのではないかと思います。

井村座長

かなり思い切った提案ですけれども、それは検討させてください。大学には教育の設備も要るので、それも間接経費にしてしまうとちょっとまずいと思いますので。

教育は別だと思います。

今までの御議論で、否定されていると思いますが、11ページの「少なくとも各省庁でその統合を図り、配分機関として一元化を目指していくべき」というのは、多元化という御意見がありましたが、私どももこの表現は考えていただきたいと思います。

井村座長

ここは考えてみます。ただ、一緒にしてもいいようなものが幾つもあるんですね。それで、片山総務大臣からも指摘されたのですが、よく見たら、総務省の分も結構ある。できるものはできるだけまとめた方がいいだろうという気がします。

その件ですけれど、P D、P Oの制度を入れたら、絶対に独法化しないとだめですね。定員法の縛りや何かもありますし。それで、独立行政法人になっても変わらないのではないかという発言もなかったわけではないのですが、やり方によっては随分いろいろなことができると思います。私は今、経済産業研究所というところにおりますが、これは今存在するたった2つの非公務員型の独立行政法人の1つです。ここは2年前に発足しまして、以前は経済産業省の中にあったわけですが、独立行政法人化したときに、予算が20倍になりました。なぜそんなマジックみたいなことが起きたかという、各部局に散らばっていた調査費とか研究費を全部この研究所に突っ込んだわけです。これは研究機関ですから、単にグラントの配分機関ではありませんけれども、先ほどのようなお話で、1つの手法として、例えば20いくつというような関係部署があるとすれば、それを全部引っぱがして、1つとか2つとかのエージェンシーにして運用するとなれば、予算の制約で独立行政法人にし得ないのではないかという問題は、我々の実験で、必ずしもそうではないということがあるわけです。

井村座長

わかりました。あと、年度繰越しの問題は、細田大臣の御努力で、科研費とか厚生労働科学研究費が、繰越明許に入りました。ただ、実際にどのくらいできるのか、また、手続があまりにも煩雑であればできない。

今J S Tがやっているように、始まったときから研究費の年度として数えるということルール化していただくと、年度がわりの移行の手続が要らないので、それが一番現実的ではないかという気がします。

井村座長

運営交付金制度になるとそれができと思いますが、補助金だとできない。

そうしたら運営費交付金に名前を変えていただければいいんです。

細田大臣

この点については、倍増との関係で、繰越明許になったことでもあり、年度末近くに配分が決定される補正予算もこれからどんどん付けたらいいと思います。そうしないと、プロジェクト予算がひしめいて、各省が競争的研究資金へ割り振っていきませんから。また、大学の施設費や何かは公共事業的だからそちらを補正で見ましょと、そういうことで来ているのですが、今度、ねらい目は、補正で競争的研究資金を積む慣行をつくって、その中で研究費を使いやすいようにする方がいいのではないかと考えています。

井村座長

ありがとうございました。本日いただいた御意見を中心に、もう1度メモの修正をいたします。最後、

十分に議論できなかったところもありますので、もし御意見がありましたら、事務局までお寄せいただけたらと考えております。

それでは、非常に活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の会合はこれで終わらせていただきます。

以上